

PFOS 含有泡消火薬剤を 保有する施設の関係者の皆さまへ （那覇市消防局からのお知らせ）

**PFOS が含まれない泡消火薬剤への
交換を推奨しております！**

推奨する理由は・・・？

- ①PFOS は「第一種特定化学物質」に指定されており、環境等への影響が危惧視されています。また、廃絶に向けて、国際的な規制もされている物質です。
- ②PFOS を含む泡消火薬剤を放出してしまった場合には、各関係法令に基づき適正に処理しなければなりません。また、処理には多額の費用を要することが考えられることから、あらゆる機会をとらえ、早めの取替えを推奨しております。

どうやって交換するの…

泡消火設備の薬剤の交換については、消防用設備を取り扱う業者へご確認ください。

PFOS 非含有消火薬剤へ交換したら…

PFOS 非含有消火薬剤へ交換した場合には、法令事項ではありませんが、下記のシールを薬剤タンクに貼付するよう消防用設備を取り扱う業者への依頼をお願いします。

PFOS 非含有 泡消火薬剤
このシールはPFOS非含有泡消火薬剤が貯蔵されていることを示すものです。
管理台帳へ登録する必要はありません。
(社)日本消防装置工業会 No.002

図-1 PFOS非含有泡消火薬剤シール（白色地に黒文字）

PFOS非含有泡消火薬剤 交換済証		
交換年月日	年 月 日	
このシールはPFOS非含有泡消火薬剤に交換されたことを示すものです。		
・他の型式の泡消火薬剤との混合はできません。		
・このシールを登録済証の上に貼付する時は、管理台帳への非含有移行の報告が必要です。		
(社)日本消防装置工業会 No.003		

図-7 PFOS非含有泡消火薬剤交換済証（水色地に黒文字）

※総務省消防庁も PFOS 薬剤の交換を推奨しています。

（消防予第 442 号平成 22 年 9 月 30 日付通知を参照。）



問い合わせ先
那覇市消防局予防課設備指導係
TEL:098-867-9900

